

「柏崎刈羽原子力発電所7号機の運転再開にあたっての要請書」に対する回答

21安委第28号
平成21年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦 殿

原子力安全委員会
委員長 鈴木 篤之

平成21年4月30日付け文書で要請のあった件について、以下のとおり回答します。

記

1. 「安全審査の手引き」の速やかな整備について

「原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引き」（以下「手引き」という。）の改訂については、まず、活断層の調査・評価等に関する部分を「活断層等に関する安全審査の手引き」として平成20年6月に先行して定めているが、その他の部分、すなわち検討用地震の選定、基準地震動の策定、基礎地盤の評価及び地震随伴事象の評価等も加えて、最終的な手引きとしてとりまとめるべく、現在、鋭意検討を進めているところである。

今後とも、新潟県中越沖地震により得られた知見やバックチェックの過程で得られた知見も適切に反映した上で、早期に策定するよう努めているところ、一層その努力を加速して行く方針である。例えば、基準地震動の策定については、新潟県中越沖地震による地震動の特性等も踏まえ、現在、既に具体的な策定作業を進めているところであるが、それらの作業を加速させたい。

2. 新たな知見の収集と手引き等の定期的な見直しについて

最新の知見を継続的に収集・整理し、適切に安全審査指針類に反映させて行くことは、原子力安全委員会として重要なことと考えている。特に耐震安全性の分野においては、上述の手引きの策定を行うとともに、今後も最新の知見を踏まえ、耐震指針や手引きについて適時に必要な見直しを行っていく方針である。

このため、安全審査指針類による耐震安全性の確認に当たって、例えば、震源が敷地に近く規模が大きい場合の地震動の評価については、新潟県中越沖地震で得られた知見を踏まえつつ、各種の解析手法の適用にあたって、その適用範囲などに関し特別の留意を払い、これを適切に行うよう、原子力安全・保安院に対し示したところである。当委員会としては、引き続き、同様の取組を不断に図りつつ、国民への説明責任を果たして行くこととする。